地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年二月二十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政　令

政令第四十六号

地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条及び市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第五十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第一条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百五十八条の二第一項中「普通地方公共団体の歳入のうち、地方税（当該地方税に係る地方税法第一条第一項第十四号に規定する督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。以下この条において同じ。）」を「次に掲げる普通地方公共団体の歳入（第三号、第六号及び第七号に掲げる歳入にあつては、当該普通地方公共団体の規則で定めるものに限る。以下この条において「地方税等」という。）」に改め、同項に次の各号を加える。

一　地方税（当該地方税に係る地方税法第一条第一項第十四号に規定する督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。）

二　分担金

三　負担金

四　不動産売払代金

五　過料

六　損害賠償金（第八号に掲げる遅延損害金を除く。）

七　不当利得による返還金

八　第二号、第三号及び第五号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第三号、第四号及び前二号に掲げる歳入に係る遅延損害金

第百五十八条の二第二項中「地方税」を「地方税等」に改め、「納税通知書」の下に「、納入通知書」を加え、同条第三項及び第六項中「地方税」を「地方税等」に改める。

（市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正）

第二条　市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項中「（第一項第一号）」の下に「に係る部分」を、「第百五十八条まで」の下に「、第百五十八条の二（第一項第一号、第二号及び第五号に係る部分を除く。）」を加え、同項の表第百五十八条第四項の項の次に次のように加える。

第百五十八条の二第一項	規則	合併特例区規則
第百五十八条の二第三項及び第四項	会計管理者	合併特例区の長
第百五十八条の二第五項	監査委員	合併市町村（市町村の合併の特例に関する法律第二条第二項に規定する合併市町村をいう。以下同じ。）の監査委員
	会計管理者	合併特例区の長

第五十条第一項の表第百六十七条の十七の項中「（市町村の合併の特例に関する法律第二条第二項に規定する合併市町村をいう。以下同じ。）」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行令の一部改正）

2　特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行令（平成三十一年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「第百五十八条の二第一項第一号に掲げる」を「第百五十八条の二第一項に規定する」に改める。

総務大臣　金子　恭之

内閣総理大臣　岸田　文雄

令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年二月二十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第四十七号

令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「令和四年二月二十八日」を「令和五年二月二十八日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

財務大臣　鈴木　俊一

経済産業大臣　萩生田光一